

===== 第 1 4 章 各種支援 =====

日常生活の支援・相談

サービス名	利用できる方	内容	相談窓口
緊急時 通報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の単身の方又は家族と同居していても同様な状況になる方 ・身体障害者手帳1級～3級の単身の方又は家族と同居していても同様な状況になる方 	自宅において緊急事態が発生した場合、専用の機器を利用し、民間業者を経由して消防局に通報できるようになっています。他にも、民間受信センターの看護師等による相談サービスや、毎月1回の安否確認サービスもご利用いただけます。 【利用料】 市町村民税課税世帯 3,600円/年 市町村民税非課税世帯 負担なし 通話料は別途かかります。	(65歳以上) ・久喜市役所介護福祉課高齢者福祉係 ・各総合支所各高齢者・介護保険係(65歳未満) ・久喜市役所障がい者福祉課自立支援係 ・各総合支所各社会福祉係
配食サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の単身の方又は65歳以上の方のみで構成する世帯員で、調理が困難な方 ・身体障害者手帳1級～3級まで又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のみで構成する世帯員で、調理が困難な方 	栄養のバランスを考えたお弁当(昼食)を、ご自宅へお届けします。 【利用回数】 週6回まで(月曜～土曜) 【利用料】 1食あたり300円	(65歳以上) ・久喜市役所介護福祉課高齢者福祉係 ・各総合支所各高齢者・介護保険係(65歳未満) ・久喜市役所障がい者福祉課自立支援係 ・各総合支所各社会福祉係
寝具乾燥 消毒等サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で寝たきり状態又はこれに準じる状態の方 ・18歳以上で身体障害者手帳1級、2級の交付を受け、かつ寝たきり状態又はこれに準じる状態の方 	寝具の衛生管理のため、乾燥消毒又は水洗いを行います。 【利用回数・利用料】 乾燥消毒 月1回 298円 (水洗いの月は除く) 水洗い 年2回 648円	(65歳以上) ・久喜市役所介護福祉課高齢者福祉係 ・各総合支所各高齢者・介護保険係(65歳未満) ・久喜市役所障がい者福祉課自立支援係 ・各総合支所各社会福祉係
訪問理容 サービス	在宅で寝たきり状態又はこれに準じる状態にあり、理容店へ行くことが困難なおおむね65歳以上の方又は身体障害者手帳1級、2級の方	市内の理容組合の協力により、ご自宅に理容師が訪問し、調髪等のサービスを行います。 【利用回数】 利用券を年4枚まで交付 【利用料】 1回あたり 2,000円	(65歳以上) ・久喜市役所介護福祉課高齢者福祉係 ・各総合支所各高齢者・介護保険係(65歳未満) ・久喜市役所障がい者福祉課自立支援係 ・各総合支所各社会福祉係
介護家族教室 (言葉の教室)	おおむね40歳以上の失語症や不明瞭な発音でお困りの方とその家族	言語聴覚士による集団指導や、家族同士の情報交換を行っています。申込制です。 【利用回数】 おおむね月1回(午前9時30分～11時30分) 【開催場所】 ふれあいセンター久喜	・久喜市役所介護福祉課高齢者福祉係
高齢者インフルエンザ 予防接種	60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能のいずれかに障がいのある方(身体障害者手帳1級相当の方)	市内の委託医療機関等でインフルエンザ予防接種を受ける場合その費用の一部を助成します。(1回分) 【実施期間】 毎年10月から1月頃実施します。詳しくは広報くき等でお知らせします。 【費用】 1,500円 ※ 対象となる方で、生活保護等を受けている方は無料です。	・各地区保健センター 中央保健センター 菖蒲保健センター 栗橋保健センター 鷺宮保健センター
高齢者肺炎球菌 【定期】予防接種 ※ 65歳以上の定期接種対象者へは該当となる年に個別案内通知を送付しています。	60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能のいずれかに障がいのある方(身体障害者手帳1級相当の方) ※ 過去に高齢者肺炎球菌予防接種を受けたことがある方は対象外です。	市内の委託医療機関等で高齢者肺炎球菌予防接種を受ける場合その費用の一部を助成します。(1回分) 【実施期間】 毎年4月から翌年3月まで 【費用】 3,000円 ※ 対象となる方で、生活保護等を受けている方は無料です。	・各地区保健センター 中央保健センター 菖蒲保健センター 栗橋保健センター 鷺宮保健センター
健康等に関する 相談	健康や食生活に関して不安のある方	健康などに関する相談に応じます。 健康相談…保健師による健康相談 食生活相談…栄養士による栄養相談	・各地区保健センター 中央保健センター 菖蒲保健センター 栗橋保健センター 鷺宮保健センター

サービス名	利用できる方	内容	相談窓口
福祉なんでも相談事業	市内住民	専用電話を開設し、社会福祉士等が生活全般の相談を受け付け、必要に応じて他機関につなげるなど、総合的な相談を行います。 毎日 午前9時～午後5時(ふれあいセンター久喜閉館日の第4土曜と年末年始を除く)	・久喜市社会福祉協議会 〒346-0011 久喜市青毛753-1 (ふれあいセンター久喜内) 専用 TEL 24-0700
介護マーク配布	認知症の方や障がいのある方等(市内在住者)を介護している方	トイレ介助や、下着の購入など、介護中であることを周囲に理解していただくために、介護中に首から提げるなどして利用します。 利用を希望する方に、申請していただき、配布します。	〈申請先〉 ・久喜市役所介護福祉課地域包括支援係 ・各総合支所各高齢者・介護保険係 ・久喜市社会福祉協議会又は各地域包括支援センター
ヘルプマーク配布	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方	援助や配慮を必要としていることを周囲に理解していただくために、かばん等にぶら下げる等身につけて利用します。 利用を希望する方に配布します。	・久喜市役所障がい者福祉課 ・各総合支所各社会福祉係

在宅生活の充実

サービス名	利用できる方	内容	相談窓口
障がい児(者)生活サポート	障がい児・者	障がい児等の地域生活を支援するため、登録された民間のサービス団体が障がい児等の一時預かり、介護人の派遣、送迎、外出援助などのサービスを行います。団体への入会登録が必要な場合があります。 利用にあたっては、利用料の負担と利用時間の上限があります。	・久喜市役所障がい者福祉課障がい者福祉係 ・各総合支所各社会福祉係
家族介護用品支給	市内在住で市町村民税非課税世帯の要介護度3・4・5と認定されている65歳以上の方	月6,300円以内で介護用品(紙おむつ、尿とりパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、シーツ)を支給します。	・久喜市役所介護福祉課高齢者福祉係 ・各総合支所各高齢者・介護保険係
紙おむつの給付	障がいの状態により、常時おむつを必要とする状態にあり、市内に住所のある18歳以上で、身体障害者手帳1級、2級又は療育手帳A、Aの方 なお、家族介護用品が支給されている場合は対象になりません。	月額5,000円の範囲内で、紙おむつを給付します。	・久喜市役所障がい者福祉課自立支援係 ・各総合支所各社会福祉係
紙おむつの配付	在宅で常時おむつを必要とする状態にあり、市内に住所を有する社協会員で、住民税非課税であり、要介護度1・2、身体障害者手帳3・4級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方 なお、上記、市の「家族介護用品支給」及び「紙おむつの給付」を受けられている方、生活保護世帯の方は対象になりません。	月額2,500円の範囲内で、業者を通じ配付します。	・久喜市社会福祉協議会 〒346-0011 久喜市青毛753-1 (ふれあいセンター久喜内) TEL 23-2526 FAX 24-1761 ・各支所 (菖蒲) TEL 85-8131 (栗橋) TEL 52-7835 (鷺宮) TEL 58-9131
難聴児補聴器購入費助成事業	両耳の聴力レベルが25dB以上で、聴覚の身体障害者手帳の該当にならない18歳未満の者であり、補聴器の装用により一定の効果が期待できる者	身体障害者手帳の該当にならない軽度・中等等の難聴児の補聴器購入費の一部を助成します。 補聴器の基準価格まではその金額の3分の2まで助成されますが、それを超えた場合は自己負担となります。	・久喜市役所障がい者福祉課自立支援係 ・各総合支所各社会福祉係

サービス名	利用できる方	内容	相談窓口
ボランティアの派遣	ボランティアの派遣を必要としている方	様々なボランティアを派遣しています。派遣を必要とする場合はお問い合わせください。	・久喜市社会福祉協議会 TEL 23-2526 ・各支所 (菖蒲) TEL 85-8131 (栗橋) TEL 52-7835 (鷲宮) TEL 58-9131
図書館郵送貸出しサービス	図書館利用券の交付を受けている方のうち、次のいずれかに該当する方 ・上肢、下肢又は体幹の身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている方 ・介護保険制度における要介護度3、要介護度4又は要介護度5の認定を受けている方 ・療育手帳(A)、A、Bの交付を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	心身等の障がいにより久喜市立図書館に来館することが困難な方に対し、図書を自宅に郵送で貸し出すサービスです。	・久喜市立中央図書館 TEL 21-0114
くき元気サービス(地域支え合いの仕組みづくり事業)	・一人暮らし高齢者及び高齢者世帯 ・心身障がい児・者世帯 ・病气・出産等で一時的に支援の必要な世帯 ・ひとり親世帯及び子育て中の世帯 ・その他の必要が認められる世帯 ※ 利用者、協力者ともに会員登録が必要です。	元気な高齢者等のボランティア(協力会員)が、支援の必要な高齢者等(利用会員)を支えとともに地元商店街の活性化につながる地域支え合いの仕組みづくりを目指すものです。 サービス内容は、買い物、食事の支度、散歩・外出の支援、掃除・洗濯などのちょっとした困りごと等です。 月曜～金曜 午前9時～午後5時まで(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く) 【利用料】 30分300円 その他、必要経費は実費負担となります。	・久喜市社会福祉協議会 〒346-0011 久喜市青毛753-1 (ふれあいセンター久喜内) TEL 23-2526 FAX 24-1761 ・各支所 (菖蒲) TEL 85-8131 (栗橋) TEL 52-7835 (鷲宮) TEL 58-9131
日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)	認知症や知的障がい、精神障がい等により生活していく上で、一人で判断することに不安のある方 ※ ただし、本事業利用契約締結の能力がある方	地域で自立した生活が送れるよう生活支援員又は職員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用手続きや暮らしに必要な金銭管理等の支援を行います。 ① 福祉サービス利用援助 ② 日常生活上の手続き援助 ③ 日常的な金銭管理 1回1時間まで1,200円(基本料400円、時間利用料800円) 以降30分ごとに400円加算されます。 ※ ただし、日常的な金銭管理の援助で通帳等をお預かりする場合は金融機関において代理により援助を行う場合は、1回1時間まで1,600円(基本料800円、時間利用料800円)になります。 ④ 書類等預かりサービス 基本料2,000円(1年間)、利用料500円(1ヶ月)。 その他、必要経費は実費負担となります。 ※ 生活保護世帯は無料	・久喜市社会福祉協議会 〒346-0011 久喜市青毛753-1 (ふれあいセンター久喜内) TEL 23-2526 FAX 24-1761 ・各支所 (菖蒲) TEL 85-8131 (栗橋) TEL 52-7835 (鷲宮) TEL 58-9131
		市は下記のとおり利用料の一部を助成します。 上記①～③利用の場合、基本料400円(月4回まで) ※ 日常的な金銭管理で通帳等を社協に預けた場合は金融機関において代理による支援を受けたい場合は、基本料800円(月4回まで) 上記④利用の場合、基本料2,000円	・久喜市役所介護福祉課高齢者福祉係 ・各総合支所各高齢者・介護保険係
徘徊高齢者・障がい者探索システム	認知症により徘徊行動のある65歳以上の方、認知症により徘徊行動のある40歳から64歳までの要介護認定若しくは要支援認定を受けている方又は18歳以上で療育手帳の交付を受けている方を在宅で介護する家族	市が貸与した携帯端末機を身につけた本人の行方がわからなくなった場合、家族から情報センターへ探索依頼をすると、おおよその居場所をオペレーターが案内します。 家族の要請を受けた緊急対処員が急行し、一時保護します。 【利用料】 加入料金等 1,177円 基本使用料 月額756円	・久喜市役所介護福祉課高齢者福祉係 ・各総合支所各高齢者・介護保険係

行動範囲の拡大

サービス名	利用できる方	内容	相談窓口
福祉バスの提供	障がい者(児)団体等	障がい者(児)団体等が更生訓練、研修等を行う場合、「おおぞら号」:車いす用リフト付き大型バス(座席29、補助席7、車いす固定席2)を提供します。費用は無料です。	・埼玉県障害者福祉推進課 TEL 048-830-3309 FAX 048-830-4789
心身に障がいのある方の運転免許適性相談	・心身に障がいのある方で、これから運転免許を取得したい方 ・運転免許を取得した後に心身に障がいが生じた方	月曜～金曜(土曜・日曜・祝日・休日を除く) 午前10時～11時30分 午後2時～4時 必要書類等については右記までお問い合わせください。 平日来庁できない方には毎月第3日曜にも相談を行っています(予約制)。	・埼玉県警察本部運転免許センター1階 運転免許試験課適性相談室 〒365-0028 鴻巣市大字鴻巣405-4 TEL 048-543-2001 FAX 048-543-7727
運転免許の無料講習	下記の条件をすべて満たしている方 ①公共職業安定所に求職登録をしている方 ②公安委員会(運転免許センター)の運転適性検査に合格している方 ③身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方	18歳以上の身体障がい者が自動車運転免許を取得する場合、所定の教習料金が無料で運転教習が受けられます。入所日は1、4、7、10各月の月初めで、教習期間は3ヵ月です。宿泊施設もあります(食費、検定試験等は別途かかります)。	・身体障害者運転能力開発訓練センター 〒352-0023 新座市堀ノ内2-1-46 TEL 048-481-2711 FAX 048-481-6578
駐車禁止適用除外	・身体障害者手帳1～3級の方 ただし、視覚障がい者は4級の1号、上肢は2級の1号又は2号、下肢は4級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいのある方は上肢機能は2級(2級で上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)、移動機能は4級まで ・療育手帳 ㉔、Aの方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方 ・小児慢性特定疾病の色素性乾皮症に該当する方 ・要介護2～5の方(おもいやり駐車場のみ) ・妊産婦(おもいやり駐車場のみ) ※上記に該当しないが歩行が困難な方については、「歩行が困難なため、日常生活に支障を来す恐れがある」旨等の記載のある医師の意見書又は診断書等を申請書に添付することで、利用証の交付を受けることができます(おもいやり駐車場のみ)。	標章を掲出している場合は、駐車禁止区域内(法定禁止区域を除く)でも、他の交通の妨げにならなければ、駐車できます。 ただし、他県では使用できない場合があります。	・久喜警察署 TEL 24-0110 FAX 24-0110 ・幸手警察署(栗橋地区) TEL 42-0110 FAX 42-0110
おもいやり駐車場制度	おもいやり駐車場利用証を表示している場合は、おもいやり駐車場の看板のある駐車場(久喜市内のみ)に駐車することができます。 ただし、妊産婦は妊娠7ヵ月～出産後3ヵ月まで利用できます。	 	・久喜市役所障がい者福祉課障がい者福祉係 ・各総合支所各社会福祉係
福祉有償運送事業	身体障害者手帳を所持している方、要介護認定・要支援認定を受けている方、知的障がい、精神障がいなどにより、単独では公共交通機関を利用することが困難な方(付き添いの方も同乗することができます)。 なお、福祉有償運送を利用するためには、NPO法人や社会福祉法人などの団体へ会員として登録する必要があります。	タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障がい者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められた場合に、NPO法人や社会福祉法人などの非営利法人が、営利とは認められない範囲の対価により、自家用自動車を使用して当該法人の会員に対して行う個別の輸送サービスです。 相談窓口にて福祉有償運送の登録団体を確認して、希望する団体が見つかりましたら、詳しい内容などを直接団体に確認したうえで、登録の手続きを行っていただくことになります。	・久喜市役所障がい者福祉課障がい者福祉係 ・各総合支所各社会福祉係

社会活動の援助

サービス名	利用できる方	内容	相談窓口
中途失聴者手話講習会	途中で聴力を失った方で、手話ができない方	途中で聴力を失った方に手話を覚えていただき、コミュニケーションの手段としていただくため、手話講習会を開いています。	・埼玉聴覚障害者情報センター 〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎別館内 TEL 048-814-3353 FAX 048-814-3354
「彩の国だより」点字版・デジ版の発行及び配布	視覚障がい者	県政の動きや情報を提供することなどを目的として、毎月の広報紙「彩の国だより」を基にして点訳した点字広報紙「彩の国だより」点字版及びCDに吹き込んだ「彩の国だより」デジ版を視覚障がい者等の希望に応じ、無償配布しています。	・埼玉県広聴広報課 TEL 048-830-2854 FAX 048-824-7345
郵便等による不在者投票	<p>【身体障害者手帳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両下肢、体幹、移動機能の障がい1級又は2級の方 ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい1級又は3級の方 ・免疫、肝臓の障がい1級～3級の方 <p>【戦傷病者手帳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両下肢、体幹の障がいの程度が特別項症～第2項症の方 ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいの程度が特別項症～第3項症の方 <p>【介護保険の被保険者証】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護5の認定を受けている方 <p>上記のいずれかに該当するため、市選挙管理委員会に申請して、「郵便等投票証明書」の交付を受けている方</p> <p>【代理記載制度の対象者】</p> <p>上記のいずれかに該当し、上肢、視覚の障がい1級の方又は特別項症～第2項症の方(あらかじめ市選挙管理委員会に届け出が必要)</p>	選挙人で身体に重度の障がいがある場合等は、自宅等現在いる場所において、郵便等により投票することができます。	・久喜市選挙管理委員会 (久喜市役所庶務課内又は各総合支所各総務管理課総務係)
ほじょ犬の給付	視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由などにより日常生活に著しく制限がある身体障がい者	ほじょ犬を適切に利用することによって行動範囲を拡大し、社会復帰、自立に役立てることのできる方にほじょ犬を給付します。 【ほじょ犬とは】 ① 目の不自由な人を導く「盲導犬」 ② 肢体の不自由な人に日常生活動作の手助けをする「介助犬」 ③ 耳に障がいのある人のために音を聞き分け必要な情報を伝える「聴導犬」	・埼玉県障害者福祉推進課 社会参加推進・芸術文化担当 TEL 048-830-3309
オストメイト社会適応訓練	人工肛門・人工膀胱の造設者	ストマ用具の取り扱いや日常生活上の注意事項等の相談会を実施します。	・(公社)日本オストミー協会 埼玉県支部 TEL 048-835-5226
福祉用具の貸出	市内に住所を有する社協会員で、病気やけが等により、一時的に必要な方、又は他の制度やサービスの利用が難しい高齢者・障がい者等	福祉用具(車いす等)の貸出により、市内の高齢者や障がい者の社会参加の機会を広げるとともに、介護負担の軽減を図ります。 【費用】 無料 【貸出期間】 原則6ヵ月間	<ul style="list-style-type: none"> ・久喜市社会福祉協議会 〒346-0011 久喜市青毛753-1 (ふれあいセンター久喜内) TEL 23-2526 FAX 24-1761 ・各支所 (菖蒲) TEL 85-8131 (栗橋) TEL 52-7835 (鷲宮) TEL 58-9131